

令和 7 年 1 0 月 1 0 日
北 海 道 開 発 局

指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社 S R E に対し、契約締結を辞退したことから指名停止 3 ヶ月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号に該当）

株式会社 S R E は、令和 7 年 1 0 月 1 日に開札した、札幌開発建設部発注の「滝野公園施設建築物及び建築設備点検外（国営滝野すずらん丘陵公園事務所）」の落札者となりましたが、誤った金額で入札したことを理由に契約締結を辞退したことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社 S R E	北海道札幌市北区北 2 2 条西 2 丁目 1 番 5 号 キャストィ 8 6 1 階 1 0 5 号

2. 指名停止措置期間：令和 7 年 1 0 月 1 0 日～令和 8 年 1 月 9 日（3 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 1 5 号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
開発監理部 会計課 会計指導官 五十嵐 輝（内線 5703）
開発監理部 会計課 上席専門官 小川 英人（内線 5833）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>